

(別紙3)

令和7～9年度鳥取県eラーニング研修業務プロポーザル評価要領

- 1 業務名 令和7～9年度鳥取県eラーニング研修業務（以下「本業務」という。）
- 2 内容 インターネット上で受講可能なeラーニング方式の研修を実施するための企画を提案してもらい、最適な提案者に業務を委託する。

3 評価基準

それぞれの審査委員（3人）が下表の基準で採点した技術点（130点満点）の平均点と価格点（20点満点）を総合し（150点満点）、最も高得点を得た者から順位をつけるものとする。

(1) 技術点

各評価項目の技術点（各審査委員が採点した平均点とする。）のいずれか一項目でも0点となった者は失格とする。

評価項目	評価の視点	配点	評価の基準	
(1) 受講環境・学習機能に関する提案	<ul style="list-style-type: none">・確実に受講環境が確保できる内容となっているか（同時アクセス数等）・登録できるアカウント数について、より多くの職員の受講を可能とする提案がなされているか・学習システムは視認性や機能性に優れているか・様々な受講環境（端末）を想定し、学習システムの操作性や教材の構成に工夫がなされているか・受講者自身による受講状況の確認等の機能が提案されているか・その他、他社と比較し特筆すべき機能が提案されているか	30	<ul style="list-style-type: none">・優れている・工夫が認められる・十分・不十分	<ul style="list-style-type: none">3020100
(2) 研修管理に関する提案	<ul style="list-style-type: none">・申込、ID付与、受講、修了までのフローに関する記載がなされているか・受講状況などを効率的に管理する上で有効な機能が提案されているか・研修実施後のアンケート機能等、研修効果の確認に関する提案がなされているか	30	<ul style="list-style-type: none">・優れている・工夫が認められる・十分・不十分	<ul style="list-style-type: none">3020100
(3) 保守・サポート体制に関する提案	<ul style="list-style-type: none">・十分なサポート体制がとられているか・運用時のセキュリティ対策について、十分に考慮されているか・システム障害時における対応体制が確保されているか	10	<ul style="list-style-type: none">・工夫が認められる・十分・不十分	<ul style="list-style-type: none">1050
(4) eラーニング講座の提供に関する提案	<ul style="list-style-type: none">・「鳥取県職員の人材育成、能力開発に向けた基本方針」に対応し、体系的に講座内容が編成されているか・必要十分な講座数及び受講時間となっているか・実務能力の向上に資する講座が幅広く提案されているか・受講者が主体的に学ぶ仕組みや研修内容の定着を図るための工夫がなされているか・聴覚や視覚に障がいがある者に対して情報保障が十分に行われているか・その他、他社と比較し特筆すべき内容が提	50	<ul style="list-style-type: none">・他を突出している・大変優れている・優れている・工夫が認められる・十分・不十分	<ul style="list-style-type: none">50403020100

	案されているか			
評価項目	評価の視点	配点	評価の基準	
(5) 受託体制等に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に関する知見・ノウハウ等があるか（主な事業内容、eラーニング実施実績等） 本業務に対する深い理解と熱意を持ち、誠意ある確実な業務遂行が担保できる評価すべき実績を有しているか 	10	<ul style="list-style-type: none"> 工夫が認められる 十分 不十分 	10 5 0

(2) 価格点

評価項目	評価の視点	配点	評価の基準
見積金額		20	$\text{配点} \times (1 - (\text{見積金額} / \text{委託上限額}))$ ※小数点以下は、四捨五入する。 失格：委託上限額を超える見積金額

※評価の基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。

評価の基準	例示（仕様書に要件が定められている場合）
他を突出している	仕様書の要件以上の優れた内容となっている。 ↑ 仕様書の要件を満たした内容となっている。 ↓ 仕様書の要件を満たしていない。
大変優れている	
優れている	
工夫が認められる	
十分	
不十分	

4 最優秀提案者の選定

委託上限額の範囲内の見積書を提出した者であって、3の(1)の技術点（各審査委員が採点した技術点の合計の平均とする。）及び(2)の価格点の合計点（以下「合計点」という。）において、最も高得点を獲得した者を最優秀提案者に選定する。

なお、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員の多数決により最優秀提案者を選定するものとする。

また、最優秀提案者以外の者についても、合計点順に順位付けを行い、合計点が高得点の者が2者以上あるときは、審査委員の合議により順位付けを行う。